

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件
原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名
被告 宮部 龍彦 外1名

第5回準備書面
(個人原告による削除請求の理由)

2025年8月27日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河村 健 夫



同 近藤 正 道



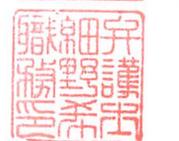
同 和田 光 弘



同 上野 祐



同 細野 希



本準備書面で、原告らは、原告となっている新潟県内在住の各個人らが、自身が居住する自治体の地域のみならず、甲21ないし同24及び同41、42の新潟県下の被差別部落に関する記事等について削除及び公表禁止等（以下、「削除等」という。）を求める根拠について、主張を補充する。

削除等が認められるべき範囲は、情報が公開されることによってその個人が不利益を負う蓋然性が認められるかという点で判断されるべきであって、その観点からみたとき、被差別部落の婚姻関係によるつながりが新潟県下に広がっていること、生活圏として一定の範囲の広がりを考慮することが妥当であること、そして、全国部落調査出版差止め等請求事件でも同様の判断が行われたことから、個人原告らの訴えによって、新潟県下の部落に関する記事掲載の削除等が

認められるべきである。以下、詳述する。

1 削除等の範囲を定める基準

(1) 記事の削除等が認められる範囲

基本的に記事の公開に対する削除等が認められるのは、記事の公開によって、被害者が重大な損害を受けるおそれがあり、かつその回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときであり、その範囲も、被害者に重大な損害が生じる範囲に基づき決せられるべきである。

また、ウェブサイトの記事について名誉毀損に該当すると認められる部分以外の記載もあるものの各記事が全体として1つの記事を構成している場合は、当該記事全部の削除等を命じるのが相当である。

(2) 「差別されない権利」の性質

「差別されない権利」を認めた全国部落調査出版等差止め請求事件の高裁判決（確定）（甲5）は、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の人格的利益の侵害の有無を検討するにあたって、①部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身者等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあることという3つの事情を指摘し、これらに鑑み、結果的に人格的利益の侵害を肯定している。

この判示は、①部落差別自体の性質（差別意識の払拭は難しく被差別部落の問題は根深いこと）、②被差別者の受ける被害の大きさ（人生に影響を与えるほど甚大な被害が発生すること）、③現代の差別事案の特徴・状況（情報化社

会において識別情報の摘示を中心とする差別事案は増加していること) という側面から、インターネットで識別情報が流通することの危険性や権利侵害の大きさ・回復の困難さに触れており、本件のような類型の事案によって生じる人格権の侵害に関する考慮事項として、まさに的を射たものである。

このように解するのであれば、部落差別を誘発する情報が流通すること自体が直接的に人格権を侵害すると結論すべきである。

また、後述するように、被差別部落をめぐっては婚姻関係が複雑かつ重層的にそれぞれの地域を結びつけており、自分の現在居住する地域だけに限定して人格権の侵害が起きているわけではないことを重視しなければならない。

(3) 人格的利益に基づく請求であることで制限を受けない

一方で、「差別されない権利」が個人の人格的な利益であることを強調した場合、個人に関係する範囲についてしか削除等を求めることはできない、という反論が予想される。

しかし、そもそも、個人の人格的な利益や個人の人権は、不当に侵害された者が適切な救済を受けられることがなければ、実践的に人権保障が実現されたとはいえない。「個人」の利益や権利であっても、その救済の範囲が個人と直接に関わる範囲に限定されるという結論にはならない。

現在、国家があからさまに人種や性別といった範疇を明示して行う直接差別は減少したと言われるが、さまざまな社会的領域で、私人間における差別が行われ、このことによって社会的・経済的格差が生み出されるという事象は、今もおびただしく生起している。

部落差別もその中の一つであり、国家による差別が禁止された(1871年のいわゆる「解放令」)後も、差別意識は払拭されず、深刻な差別事案も依然として、相当に広範に数多くみられている。このような実態からすれば、被差別部落出身者について、平等な市民的地位は十分に実現されたとはいえない。

法の下での平等に関する憲法14条1項前段「国民は、法の下に平等であつて」と、同条項後段「人種、心情、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とは、分離して解釈を行うことが可能であり、前段は、別異取扱いに対する合理的根拠の提示を要請するものであるとしても、後段を、「差別抑制の要請」ないし「市民的地位の平等の実現の要請」と捉えることが可能である。

被差別部落出身者が、集団として劣位の状態におかれていることを前提とすれば、市民的地位の平等化の実現を求める権利は、憲法14条1項後段の「差別されない権利」の内容に含まれる。具体的には、国家によって市民的地位において劣位におかれぬ権利及び社会構造的差別の是正を求める権利の二つが「劣位におかれぬ」という保障の内容であると考えるのが、条文の文言にも整合する。

この社会構造的差別の是正を求める権利は、立法のみならず司法もその対象となる。

実際に、民法の一般条項の憲法適合的解釈を行う裁判例（札幌地判平成14年11月11日判例時報1806号84頁小樽市公衆浴場利用拒否事件判決、最判昭56年3月24日民集35巻2号300頁日産自動車定年制事件判決）は、一定の法制度を前提とした司法による社会構造的差別の是正の一形態と評価できる。司法によって、現に生じている差別構造を是正すること自体が憲法上の要請であることからすると、情報が公開されることによってその個人（原告）が不利益を負う蓋然性が認められるか、という点から、裁判所が積極的な判断を行うべきである。

2 本件で具体的に差止めの範囲を決する場合に考慮すべき事項

(1) 被差別部落の婚姻関係によるつながり

ア いわゆる部落内婚姻の慣行

被差別部落は、江戸時代「えた・ひにん」身分の人たちが住んでいた地域が原型である。

新潟県下には、前記「解放令」のころから約300地域の被差別部落が存在していたと言われているが、そのほとんどは江戸時代に「えた・ひにん」など（各地域での特殊な呼び名も含めて）と呼ばれた被差別身分の人たちが住んでいた地域をもとにしているものである。

明治以降の近代化によって、人口の流動化がおき、相当に混住が進んでいるが、訴状に記載した通り、新潟県内では1926年には153地区の存在が把握されながらも、その後多くの被差別地域が法律に基づく同和地区指定がなされず、言わば「部落隠し」「差別隠し」の事態が発生した。「部落隠し」「差別隠

し」の事態が発生した理由として、新潟県内の被差別部落は、一つひとつの規模（戸数）が小さい少数点在であることが多いことから一定の地域を被差別部落と指定することに対する抵抗感が強く、これが影響して「寝た子を起こすな」の意識が強いことが挙げられる。

このような新潟県特有の事情を抱えながらも、被差別部落地域（＝土地）自体は実際に存在している。

法制度的に被差別部落民に対する差別構造は撤廃されても、かつての差別は相変わらず続き、被差別部落民の結婚は、被差別部落の出身者同士で行うという慣行が長期にわたって続いた。

これは国のおこなった調査によっても明らかで、1993年に全国の同和地区を対象に行われた調査によると、夫婦のうちの約6割が被差別部落出身者同士の結婚となっている（甲44・総務庁長官官房地域改善対策室『平成5年度同和地区実態把握等調査—生活実態調査報告書一』19頁）。なお、同調査では、「夫婦とも地区（部落）の生まれ」の割合は、年齢階層が高くなるほど多く、調査当時80歳以上（1913年以前の生まれ）では79.4%、75～79歳（1914年～1918年生まれ）では78.1%と8割近く、60～74歳（1919年～1933年生まれ）でも7割を越えている（同20頁）。つまり、いわゆる昭和一桁生まれである個人原告の親の世代では、多くが部落出身者同士の婚姻だったということである。

1965年に発表された同和対策審議会「答申」（甲6）は、「結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は、伝統的に『部落内婚』の封鎖的な形態をとり、ほとんどが同一地区民間か他地区住民との間で行なわれ、一般住民との通婚は、きわめて限られている（第1部「同和問題の認識」2（3）（ハ）家族と婚姻）」と指摘している。

1965年に至っても「越え難い」と表現されるような結婚差別の障壁が、部落外の人との結婚に立ちはだかっていたことが分かる。

その後の教育や啓発、居住地区の流動化により、次第に、被差別部落出身者と部落外の人との結婚は増えていった。かつてこのように部落内婚が多かった第一の理由は、部落外の人やその親族が被差別部落出身者との結婚を強く忌避したことにある。第二の理由は、被差別部落出身者自身が、結婚の際に相手方から侮辱されたり、差別的な対応を受けたりするリスクを回避したことである。実際に、結婚を約束しておきながら被差別部落出身者だとわかった途端、手のひら

を返すように婚約を破棄したり、結婚後に相手が被差別部落にルーツがあることを知って離婚を迫ったりするという事例は枚挙にいとまがない（新潟県内の例については後述する。）。

被差別部落民らは結婚に反対されたために絶望して死を選んだという若い男女の例を見聞きしている。個人原告の中にも、配偶者が親族の結婚反対や戸籍からの排除を求められた者がいる。

ちなみに「全国部落調査・復刻版」出版差止め裁判の原告248人のうち直接本人が結婚差別を経験しているものが57人、家族親戚が経験しているものは55人にのぼる（甲45・部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長による陳述書7頁）。

このようなリスクをよく知っている被差別部落出身者の中には、最近までは、（子どもが後に傷つくことを怖れて）被差別部落の外の相手との交際や結婚に反対する親も相当数いた。

新潟県内で部落出身者同士が結婚するという場合、その結婚相手は、当然、新潟県内の被差別部落の出身者が多い（県境を越えて隣接する群馬県、長野県、福島県、山形県の被差別部落とのつながりもある）。この被差別部落同士のつながりを被差別部落の「通婚圏」といい、伝統的に婚姻関係が結ばれる地域があった。この通婚圏のつながりは、戦後まで継続してきた。

本件訴訟の個人原告らも、その親戚等を迎れば、同様である。

イ 新潟県内の結婚差別事件

新潟県でも極めて悲惨な結婚差別事件が起きている。

その一つは1970年に糸魚川で起きた結婚差別事件である（甲46・新潟で起きた部落差別事件2頁）。

事件は、糸魚川市で就職していた男性が1969年に交際していた女性と結婚したところ、新戸籍作成のための戸籍取り寄せによって、その男性が被差別部落出身ではないかということで結婚相手の女性の身内が動揺し、夫婦の言い争いも始まり、ついには挙式後3ヶ月の1970年1月に、男性（27歳）が自死したというものである。遺書には、「死をもって戸籍の区別をなくします」「結婚して死に追いやる世間が憎い」「政府の皆さん、戸籍の区別をなくしてください」「おとうさん、おかあさん、かんべんしてください」と記されてあった。1970年2月18日の新潟日報には「“差別”に死の抗議」との見出しがつけられた。

二つ目は、1992年に新発田市で起きた結婚差別事件である（甲46・16頁）。

事件は、3年の交際・同棲を経て1992年5月に結婚を約束した二人に対し、女性の親戚が被差別部落出身男性であることを理由に強く反対しはじめ、被差別部落の「罪人起源説」を持ち出し妊娠中だった女性に墮胎までさせ、ついには母親も結婚に反対する事態に行ったというもので、その後二人は結婚したものの、女性側は母親はじめ誰一人結婚式に出席しなかったというものである。

この二つの事件は、人々の間に、根深い偏見と差別感情が残っていることを如実に物語っている。

ウ 戸籍謄本等を手がかりにした身元調査

被差別部落出身者とは結婚したくない、また社員として採用したくないという一部の市民や企業は、さまざまな方法で身元調査を行ってきた。

かつては、興信所や探偵社に調査を依頼し被差別部落出身者か否かを確認するという方法が広く行われていた。

依頼された調査会社は、まず対象者の住民票や戸籍謄本等を取り、調査対象者の本籍や住所、出生地を調べ、被差別部落の地名リストと照合して判定する、また調査対象者の本籍を遡って調査し、地名リストと照合するという方法で調査を行う。

戸籍謄本が簡単に取得できなくなると、まず、1980年代から2000年にかけては、司法書士、行政書士や税理士などの有資格者（8士業）に依頼して戸籍を不正に取得して身元を調査する方法がとられるようになった。

それにも規制が及び簡単に依頼できなくなると、調査会社は職務上請求書自体を偽造して調査対象者の戸籍や住民票を取得する（2012年・プライム事件¹）、依頼内容を「内容証明書の原案作成」等と偽って戸籍等を取得する（2021年・栃木県行政書士事件²）などの方法によるようになった。その場合、対象

¹ 平成23年11月、愛知県警捜査員の戸籍等が不正取得された容疑で、探偵事務所や法律事務所の経営者、司法書士ら関係者5人が逮捕された。事件は全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が戸籍や住民票等を請求できないため、『プライム総合法務事務所』を介して戸籍等を取得したもので、当該法務事務所経営者や司法書士らが共謀して『職務上請求用紙』を大量偽造し、全国で1万件以上の戸籍・住民票等の不正入手をしていた。（平成24年7月に有罪判決が確定）

² 2021年8月、栃木県行政書士会に所属する行政書士が、探偵業者などの依頼に応じて、職務上請求用紙を使用して戸籍等を不正に取得、「戸籍法」違反などで、兵庫県警に逮捕された事件。略式起訴で100万円の罰金刑が確定。なお、同人は不正取得を否認していたが、同年9月の栃木県行政書士会による2年の会員権利停止と廃業勧告などの処分を受け廃業した。

者だけではなく、親や祖父母あるいはそれ以上まで遡って「血筋」を調べようとするのが通常である。

その場合、婚姻関係によってつながっている被差別部落の所在地の調査が同時に行われることになり、身元調査をする者は、おのずから調査の範囲で相当程度の広範囲にわたって被差別部落の所在地の調査を行うものとなる。

仮に原告や原告の子の身元調査をしようとする者が、原告の親や祖父母の戸籍まで遡った場合、そこには県内（及び近隣の都県）の部落の地名が記載されており、戦前の大家族制の戸籍であれば、戸主制度の下に数世代にわたる「イエ」のメンバー全員の移動がすべて記録されているので、記載されている部落の地名は相当数にのぼることとなる。

これらの地名が、被告が公表している動画や記事と照合されれば、個人原告につながるのある新潟県内（及び近隣の都県）の被差別部落の親族もまた、差別の対象となりえ、直接的な被害者の数は増大する。その意味で個人原告は、まさに新潟県内の被差別部落を代表して原告になっているといえる。

(2) 一定の広がりをもつ生活圏

人は、社会的な関係の中で生活しているものであり、職業に従事する、親族のケアのために行き来する、買い物をする、映画を見たり、旅行したりの余暇を愉しみ、近親者を訪問するなど、自分自身の居住している地域から相当の範囲に広がる「生活圏」の中で生活をしている。

個人原告もまた同様であり、自己の住所を中心とする相当程度の広がりを持つ「生活圏」の被差別部落の晒し行為が行われれば、それによって、尊厳を保って平穏に暮らす権利が侵害されることとなる。

記事の削除等の範囲も自身が現在居住する地域のみならず、相当程度の広がりがある範囲で認められるべきであり、その相当程度の広がり判断の際には、次項のとおり、全国部落調査出版差止め事件において、県単位でのリストの削除等が認められたことが参考にされるべきである。

(3) 『全国部落調査』については県単位での差止めが認められたこと

ア 県単位の認定

全国部落調査出版等差止請求事件では、削除等の範囲について、原告との現在

の関係が証明された当該地域だけではなくて、都府県単位での削除等が認められた。

東京高裁判決は「上記の削除や公表の禁止の対象とする部分の前後の記載から当該部分の内容が推知されるとなると当該目的を達することはできず、その推知は他の情報と相まって必ずしも困難を伴うとは言えない上、本件情報が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さなどに照らすと、当該目的を達成するためには対象となる本件地域が属する市町村の範囲での削除や公表の禁止では十分であるとまではいい難いから、これが属する都道府県の範囲で削除や公表の禁止を認めるのが相当である」として県単位の削除等を認めた。

このことは本件訴訟における判断についても尊重されなければならない。

この判断は、一定程度の地域については、個人の人格権による削除等が認められる範囲であるということが前提とされている。

イ 配偶者・親族とのつながりへの拡張

東京高裁は、「戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないことに照らすと、本件地域の出身でなくても、本件地域での居住や本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである。そうすると、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有しまたは過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当である」として地名リストである「全国部落調査」に記載された地域に現住所や本籍をおいている人はもちろん、過去においていたことがあったり、親や祖父母などが住んでいたたりした場合でも、それが身元調査によって暴かれれば部落出身者として差別を受けるおそれがある、として削除等の対象にしている。

また、原告の戸籍謄本には配偶者の従前本籍（結婚前の本籍地）が記載されていることから、その従前本籍を含む部落の地名リスト（県単位）についても削除等の対象とした。

例えば、茨城県は現在本籍や住所地をおいている原告がいなかったため、東京地裁判決は茨城県を差止めの対象としなかったが、東京高裁判決は、滋賀県在住原告の配偶者の従前本籍が茨城県にあったので茨城県を削除等の対象に加えた。つまり、東京高裁判決は、配偶者とその親族が被差別部落出身者であることがわ

かれば、本人が戸籍等を手がかりにした身元調査によって差別を受けるおそれがあるとして範囲を拡張している。

ウ「部落探訪」と「全国部落調査」（全国の地名リスト）との実質的同一性

（ア）被告の主観的意図

被告は、2015年の年末に『全国部落調査』（手書きのもの）を某所で発見し、2016年月には電子化してインターネットで公開したが、発見と同時期である2015年12月から、本件ウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一見して明らかであるような写真を撮影し、自らその場所のレポートを行うという形式での「部落探訪」と称する企画を開始した。「部落探訪」が最初の段階から、「全国部落調査」と一体のものとして企画され、「全国部落調査」に掲載されている地域を「コンプリートする」（完成させる）という意識のもと続けられていることが窺える。

被告は、「部落探訪」100回目にあたる2018年11月19日の投稿で、仮処分決定が出たことによって「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（甲47・2018年11月19日付け部落探訪4枚目上段）。

「裁判後に掲載数が増えているのは、・・全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：全国部落調査出版差止め等請求事件の原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある」というのがその記載である。

また、別の箇所では「一見すると部落の所在地の暴露だが、よく見ると街の紹介だというのが正しいだろう」（同頁下段）などと述べて、自ら「部落所在地の暴露」となることも認めている。

さらには、「少なくともこの部落については見れば周辺地域と比べて違和感があることが一目瞭然だ。『結婚差別や就職差別を受ける』というが、まさか嫁入りか婿入りの度に、隣保館や巨大ニコイチ郡をブルーシートで覆って隠す訳でもあるまい」などと、あからさまな差別感情剥き出しの言説を公開している（同

最終から4枚目頁上段)。

結局のところ、被告は「全国部落調査」と平行して「部落探訪」の掲載を開始し、仮処分決定によって「全国部落調査」をインターネットで公開できなくなると、それに代替するものとして「部落探訪」を位置づけ、多数の被差別部落を掲載することで、実質的に部落探訪が被差別部落の地名リスト化することを意識して、記事掲載を繰り返しているものである。

(イ) すでに「部落探訪」が地名リスト化していること

「部落探訪」は、2016年3月時点では4回、同年11月時点で19回、2017年9月時点で40回であったが、その後に掲載の頻度が増加し、現在はほぼ週に1回のペースで記事が更新されている。現在では、400を超える被差別部落がインターネット上で名称と地名を公開されている。

そして、被告が全国各地の被差別部落を訪問し、掲載を続けたことによって、このカテゴリーのアーカイブの記載は、地名リストである「全国部落調査」の一部を公開しているのともはや同じ状態になっている(写真や動画の公開があり、個人に結びつくさまざまな情報が掲載されている点、閲覧する者に、よりリアルで扇情的なものとして受け止められる点からは、個人に対する権利侵害の程度は「全国部落調査」よりも高いと言ってよい)。

(ウ) 確定判決で禁止されている行為

被告の「部落探訪」掲載の主観的意図や客観的な表現からみて、「部落探訪」は「全国部落調査」の記載内容の一部を詳細化した、被差別部落の地名のリストの一部であると解することができる。

確定判決は、被告が、自ら又は代理人若しくは第三者をして、「全国部落調査」の「新潟県」の記載について、「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。)等の一切の方法による公表をしてはならない」としているのであるから、被告が新潟県下の部落について、部落名や所在地を特定して、「部落探訪」をウェブサイトに掲載することは、実質的にこの確定判決に抵触するものとして許されない。

3 結論

差止めの範囲は、その記事の掲載が行われた場合に被害者に重大な損害が生じるかで決せられるべきところ、被差別部落の婚姻関係によるつながりが新潟県下に広がっていること、個人原告の生活圏として一定の範囲の広がり考慮

することが妥当であること、そして、全国部落調査出版差止め等請求事件でも県単位での削除等が認められており、「部落探訪」も「全国部落調査」と実質的に同様の内容であることからして、新潟県下の部落に関する全ての記事掲載の削除等が認められなければ、個人原告に重大な損害が生じることは明らかであり、（原告新潟県連自体の訴えによって新潟県下の部落に関する全ての記事掲載に対する削除等が認められることは当然として）個人原告の訴えによっても、新潟県下の部落に関する全ての記事掲載の削除等が認められなければならない。

また、ウェブサイトの記事について名誉毀損に該当すると認められる部分以外の記載もあるものの各記事が全体として1つの記事を構成している場合には、当該記事全部の削除等を命じるのが相当であるところ、本件各記事は、「部落探訪」（現在は「曲輪クエスト」）というコンテンツの中で展開されることによって、掲載されている各地域が被差別部落であることを特定し、公開するものであることから、掲載記事目録で特定した記事全体の削除等が必要である。

以上